

## 議案第15号

### 鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
別表第3（第13条関係）				別表第3（第13条関係）			
事 務	金 額			事 務	金 額		
1 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認	アの項により算定された額とイの項（構造計算	ア	略	アの項により算定された額とイの項により算定	ア	略	イ以外の部分
		イ又はウ以外の部分	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		1件につき460,000円	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	
	イ	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき140,000円	イ	法第6条第5項の	床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	1棟につき201,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、	1棟につき152,000円			床面積の合計が1,000平方メートルを	1棟につき264,000円

構造計算適合性判定に係る部分 された額の合計額（法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定）	構造計算適合性判定に係る部分 超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 301,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 396,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 718,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 718,000円

構造計算適合性判定に係る部分（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外の方法により行われたものに が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外の方法により行われたものに）	500平方メートル以内のもの	1棟につき 163,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 175,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 191,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 191,000円

に基づく場合にあつては、アの項により算定された額)

あつては、ウの項)により算定された額の合計額(法第87条第1項においてラムにより行われたものに限る。)	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 228,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 349,000円
	ウ 法第6条第5項の構造計算適合性判 床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき 169,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 192,000円
	床面積の合計	1棟につき

準用する法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定される。)

が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	214,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 237,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 274,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 346,000円

	た額)	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 593,000円
1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定（法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。）	ア 構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき 140,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 152,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 163,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 175,000円

1の2 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定（法第6条第1項の規定により県の建築主事に確認の申請のあった建築物に係るものを除く。）		床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 201,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 264,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 301,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 396,000円

により行われたもの	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 191,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 228,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 349,000円
イ 構造計算がア以外の方	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき 169,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 192,000円

床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 718,000円
---------------------------	-------------------

法により行われたもの

床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 214,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1棟につき 237,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	1棟につき 274,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	1棟につき 346,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1棟につき 593,000円

2～38 略

2～38 略



備考

1 1の項及び1の2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。

(1)～(3) 略

2 1のイ及びウの項並びに1の2の項の床面積の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合において、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。

3 略

備考

1 1の項及び1の2の項に規定する床面積の合計は、次に掲げる面積に基づき算定する。

(1)～(3) 略

2 1のイの項及び1の2の項の床面積の合計は、1棟ごとの床面積の合計とする。

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。